

西長尾校区コミュニティ連絡協議会・会則

制定：平成 10 年 2 月 28 日

第 1 条（名 称）

本会は、「西長尾校区コミュニティ協議会」（以下「本会」）と称する。

第 2 条（事務局）

本会の事務局は、西長尾小学校又は会長の自治会・集会所に置く。

第 3 条（目 的）

本会は、校区における各種団体の自主的な活動を促進し、相互における
厳密な連携調整に勤めるとともに地域自治体の発展、環境の保全、
福祉の増進を図り、住み良いまちづくりを目指すことを目的とする。

第 4 条（組 織）

本会は、目的を達成する為に自治会をはじめ各種団体、
及び委員をもって組織する。

第 5 条（活 動）

- 1, 生活環境の保全、防災、防犯に関すること
- 2, 社会福祉の増進、健康管理に関すること
- 3, 文化、学習、スポーツ、レクリエーション活動に関すること
- 4, 青少年の健全育成に関すること
- 5, 会報（機関紙）の発行に関すること
- 6, 枚方コミュニティ連絡協議会に関すること
- 7, その他、目的達成に必要な活動に関すること

第 6 条（総 会）

1. 本会を組織する代表者をもって次の事項を決定する。
 - (1) 本会の基本的な活動の方針
 - (2) 会則の変更
 - (3) 役員、会計監査の選任
 - (4) 予算・事業計画・決算・事業報告
 - (5) その他、必要な事項
2. 総会は、毎年 1 回会長が招集し、又必要に応じて臨時総会を行うことが出来る
3. 総会・臨時総会は、その 1/2 以上の出席をもって成立し、決議は
出席者の過半数をもって決定する

第7条（役 員）

本会に次の役員を置く。

- （１） 会長 １名
- （２） 副会長 ３名
- （３） 書記 ２名
- （４） 会計 ２名
- （５） 会計監査 ２名
- （６） 顧問 若干名

第8条（役員の役割）

- １， 会長は本会を代表し、業務を統括する
- ２， 副会長は会長を補佐し会長に事故がある時はその任務を代行する
- ３， 書記は議事録の作成、保存文章に関する業務を行う
- ４， 会計は本会の会計事務を取り扱う
- ５， 会計監査は本会の会計を監査し、総会で会計は会計報告を行う
- ６， 顧問は本会の運営や取組に助言、援助を行う

第9条（役員の選出・任期）

各自治体からの１名ずつの中より選手するが、別途輪番制を参考とする
役員の任期は一年とするが、再任を防げない但し、
推薦により役員を選出する事ができる

第10条（会 計）

本会の経費は会費その他の収入をもって当てる、又本会の会計年度は
４月１日に始まり、翌３月３１日をもって終る

第11条（役員会）

毎月一回役員会を開催し、協議会活動の運営を行う

第12条（連絡会）

本会を組織する代表者により連絡会を定期的に開催し、
各委員会より活動の報告及び、連絡事項等の伝達・協議を行う

(付則)

各自治会は世帯数に応じた年会費を期初、会計に収めるものとする

(付則)

各自治会の役割分担は別途の分担表による

(付則)

上記、年会費の名称を分担金から協力金と名を変更する(注 1)

本会則は、平成 10 年 3 月 1 日より施行する

本会則は、平成 14 年 4 月 6 日一部改訂する

本会則は、平成 15 年 4 月 5 日一部改訂する

本会則は、平成 16 年 4 月 3 日一部改訂する

本会則は、平成 29 年 4 月 1 日一部改訂する

本会則は、平成 30 年 4 月 1 日一部改訂する

本会則は、令和 06 年 4 月 1 日一部改訂する(注 1)